

駅北口区画整理事務所までご相談ください

事業決定に伴い、以下の手続きが必要な方や区画整理事業に関して疑問や不安などをお持ちの方は、区画整理事務所にご相談ください。また、職員が直接説明に伺うこともできますので、お気軽に連絡ください。

土地の地積更正の申請は3月15日迄です

前号の区画整理だよりでもお知らせしましたが、土地を所有している方で、土地登記簿に記載している土地の面積と実際の土地の面積が異なる場合には、施行者（市）に地積更正の申請をすれば、更正した面積を従前の土地の面積（基準地積）として、その面積を基に換地の面積を定めていきます。

地積更正の申請の期限が平成21年3月15日迄となっていますので、ご確認ください。

借地権の申告をしてください

土地について借地権の権利を持っている方（土地所有者に地代を払って、建物を所有している方）は、申告をすることで、区画整理事業の権利者として必要な権利を受けることが出来ますので、早めにご準備ください。

なお、来年度には土地区画整理審議会の選挙を予定していますので、申告していただければ、選挙権、被選挙権を得ることができます。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号
「駅北口土地区画整理事業事務所」
TEL 048-450-1602
FAX 048-450-1603
mail:e0500@city.wako.lg.jp

